公民館・中央ふれあい館・生涯学習プラザの
使用料の減免に関する要綱

公民館設置及び管理条例第１２条、生涯学習プラザ設置及び管理条例第１３条及び中央ふれあい館設置及び管理条例第１４条に規定する使用料の減免の取扱いについては、次のとおりとする。

１　地域自治、教育及び社会福祉の振興に関する公益性が高いと認められる活動を行うことを目的とする別表１に定める団体が、その目的のために使用する場合については、使用料を免除する。

２　前項に定める団体のほか、市の教育振興及び生涯学習活動の推進に資する活動を行うことを目的とする別表２に定める団体が、その目的のために使用する場合については、使用料の２分の１の額を減額する。

３　前２項に規定するもののほか、教育委員会が公益上必要と認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

４　前３項に該当する場合は、（様式１号）の申請書により生涯学習課長の承認を得るものとする。

附　則　この要綱は、平成６年４月１日から適用する。
この要綱は、平成１５年４月１日から適用する。
この要綱は、平成１６年１月１日から適用する。
（ただし、平成１６年４月１日以後の利用に係る使用料から適用する。）
この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。
この要綱は、令和８年１０月１日から適用する。
この要綱は、令和８年１１月１日から適用する。

《別表１》

	目的	対象となる利用団体		定義
（１）	地域自治	市の行政機関及びその出先機関　（公設公営保育所を含む） ※公設民営・民設民営の保育所については別途協議する。		
（２）	地域自治	国・県またはその出先機関		
（３）	地域自治	国・県または市が任命もしくは委嘱した各種委員及び行政協力団体が、任務を遂行する目的で使用する場合 （委員等が個人単位で使用する場合も含む）	人権擁護委員	人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、その職務として活動するために利用する場合（相談業務、市との協議会等）
	地域自治		青少年相談員 青少年育成協議会	（青少年相談員・青少年相談員協議会） ・県から委嘱された青少年相談員が、青少年の健やかな成長を願って地域ぐるみで自主的な活動を行う場合 （青少年育成協議会） ・各公民館地区において、地域における青少年の健全育成を推進する活動を行う団体
	社会福祉		民生委員児童委員協議会	民生委員法又は児童福祉法に基づき、地域において社会奉仕の精神に基づき、住民の立場に立って様々な福祉に関する相談の窓口として活動する民生委員・児童委員の協議団体
	社会福祉		保護司および保護司会	保護司法に基づき法務大臣から委嘱された保護司及び地区ごとに連絡調整を行う協議会
	社会福祉		地区献血会 および事業所献血会	相互扶助の精神にのっとり、献血思想の普及や献血事業の推進を各地区単位および市内に拠点を置く事業所単位で行う団体
	社会福祉		地区社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置された川口市社会福祉協議会が連合町会単位に設置している団体
	地域自治		地区レクリエーション協会 および文化団体連絡協議会	各地区において文化・スポーツ・レクリエーションの活動を行う団体同士の連携や市との協議を目的とした連合会・協議会 及び当該団体が主催するスポーツ・レクリエーションの大会で利用する場合 ※それぞれの団体に加盟している個別の団体は含まない
	地域自治		地区交通安全関係団体	地域ぐるみの交通事故防止運動を展開することにより、市民への交通安全意識の高揚と子どもへの交通安全教育を図る団体(交通安全母の会　等)
	地域自治		地区消防団	川口市消防団条例に基づき設置された、地域における消防防災のリーダーとして平常時・非常時を問わず、地域に密着し、住民の安心と安全を守る団体
	地域自治 社会福祉		その他行政協力団体	市の各課から委嘱・任命を受けて、地域自治・地域の社会福祉に資する活動を実施する団体（地域包括支援センター 等）
（４）	地域自治	連合町会		単位町会の連合体である地区連合町会（下部組織も含む）
（５）	地域自治	単位町会の町会行事・会議 （趣味・実務実技・スポーツ・レクリエーションなどの活動を除く）		市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、住みよい地域づくりをめざして、生活環境の保全や福祉の向上のための活動に取り組んでいる自主的な団体 （下部組織も含む）
（６）	教育	市内にある公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校		幼児・児童・生徒の教育を行う公立の学校教育関係団体
（７）	教育	少年少女団体	町会子ども会	地域において、保護者や育成者のもと、子どもの健全育成を目的として異年齢の子どもが集まる団体。ただし、構成員の２／３以上が１８歳未満であること。 ※子ども会同士の連携を図るための協議会や連合組織も含む。
	教育		スポーツ少年団	本市の青少年スポーツの振興を図るため、スポーツ活動を行う小・中学生とその指導者を中心とし、川口市スポーツ少年団に登録している団体。ただし、構成員の２／３以上が１８歳未満であること。 ※団体同士の連携を図るための協議会や連合組織も含む。
	教育		青少年団体	体育・文化活動を通じて青少年の健全育成を図ることを目的として、本市の体育・文化活動に寄与する活動を行い、川口市青少年団体連絡協議会に加盟している団体。ただし、構成員の２／３以上が１８歳未満であること。 ※団体同士の連携を図るための協議会や連合組織も含む。
（８）	社会福祉	ボランティア団体		川口市社会福祉協議会（かわぐちボランティアセンター）に登録し、ボランティア活動や社会奉仕活動を行っている団体。（音訳サークル、手話サークル、子ども食堂 など）
（９）	社会福祉	障害者団体		障害者及びその家族や支援者・介助者によって構成された団体が、障害者の自主的な生涯学習活動や社会参加の促進を推進することを目的として利用する場合 ※「障害者」は川口市障害者の利用にかかる公の施設使用料等減免条例第２条の定義に基づく。

《別表2》

	目的	対象となる利用団体	定義
(1)	教育	私立の教育機関	市内に設置されている学校教育法第1条で規定する私立の学校(学習塾等は含まれない)
(2)	生涯学習	小・中学生スポーツ文化団体	別表1(7)以外のスポーツ・ダンス・音楽等活動を行う小・中学生中心とした団体。ただし、構成員の2／3以上が18歳未満であり、会員から徴収する会費が1人あたり月額3，000円を超えないこと。
(3)	生涯学習	長寿団体	老人福祉法に基づき設置された、地域の仲間と共同して、自主的に行う様々な活動を通じて生きがいと健康づくり、地域づくりを目指す団体。ただし、川口市老人クラブ連合会加盟団体に限る。
(4)	生涯学習	スポーツ・レクリエーション団体	スポーツ・レクリエーション活動を、地域において組織的・継続的に行っており、市及び公民館等の事業への参加・協力を通じ、本市におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進に協力する団体 《組織的》概ね10名以上で構成し、自立的な財政運営を行い、組織運営・活動内容・会費などについて定めた会則及び会員名簿が整備されていること。または川口市レクリエーション協会に登録していること。 《継続的》概ね毎月2回以上の定期的な活動を1年以上実施していること。 《市及び公民館等への協力》市または公民館等の要請に基づき、グループリーダー会議や公民館文化祭及び市が主催するスポーツ大会に参加・協力すること。
(5)	教育	地域学校協働活動推進団体	市内公立学校(幼・小・中・高)において、地域学校協働活動に取り組んでいる団体(おやじの会、PTA、学校応援団等)
(6)	生涯学習	実務団体	生活技術ならびに職業技術等につながる内容や、社会課題の解決にかかわる内容を学習するために、組織的・継続的な活動を行っており、市及び公民館等の事業へ協力している団体 ・料理(川口市食生活改善推進員協議会各地区支部を含む)・語学・情報技術・簿記・着付け・洋和裁等 ・育児、家庭経営、断酒会　等 《組織的》概ね10名以上で構成し、自立的な財政運営を行い、組織運営・活動内容・会費などについて定めた会則及び会員名簿が整備されていること。 《継続的》概ね毎月2回以上の定期的な活動を1年以上実施していること。 《市及び公民館等への協力》市または公民館等の要請に基づき、グループリーダー会議へ参加し、講師派遣や行事への参加など市の事業に協力した実績があること。
(7)	生涯学習	生涯学習推進団体	生涯学習活動を、地域において組織的・継続的に行っており、市及び公民館等の事業への参加・協力を通じ、本市における生涯学習の推進に協力する団体 《組織的》概ね10名以上で構成し、自立的な財政運営を行い、組織運営・活動内容・会費等について定めた会則および会員名簿が整備されていること。 《継続的》概ね毎月2回以上の定期的な活動を1年以上実施していること。 《市及び公民館等への協力》市または公民館等の要請に基づき、グループリーダー会議や公民館文化祭および市の行事や地域行事(たたら祭、地域のお祭り等)に参加・協力すること。

＊「公民館等」とは、公民館・中央ふれあい館・生涯学習プラザをいう

（様式１号）

川口市公民館・中央ふれあい館・生涯学習プラザの使用料の減免申請書

年　　月　　日

（あて先）川口市教育委員会

団体名	ﾌﾘｶﾞﾅ	
代表者氏名（連絡先）	ﾌﾘｶﾞﾅ	
	連絡先（携帯電話・電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	
以下の要件に該当することを確認し、使用料の【　免除　・　減額　】を申請いたします		
別表１の免除要件（該当する欄に○）		（１）市の行政機関及びその出先機関
		（２）国・県またはその出先機関
		（３）行政協力団体
		（４）連合町会
		（５）単位町会の町会行事・会議
		（６）市内にある公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校
		（７）少年少女団体
		（８）ボランティア団体
		（９）障害者団体
別表２の減額要件（該当する欄に○）		（１）市内に設置されている学校教育法第１条で規定する私立の学校
		（２）小・中学生スポーツ文化団体
		（３）長寿団体
		（４）スポーツ・レクリエーション団体
		（５）地域学校協働活動推進団体
		（６）実務団体
		（７）生涯学習推進団体

（特記事項）